様式第５６０号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年 　月 　日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請法人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

代理人又は

社会保険労務士　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　役職・氏名

事前着手申出書

　　年　　月　　日付けで申請した下記工事・購入等について、助成金の認定前に着手（工事請負契約・設備等の売買契約の締結、発注又は支払）いたします。

　ただし、この着手は認定申請書の機構提出日以降とします。

　なお、受給資格に係る審査の結果、受給資格が不認定又は申請額から減額して認

定されても異議を申し立てません。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 助成金名 |  |
| 事業所所在地 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 支給対象障害者名 |  |
| 着手工事名 |  |
| 着手理由 |  |
| 着手予定日 | 年　　　　月　　　　日　　以降 |

※着手とは、契約締結や発注等のことであり、着工等のことではありません。

　その他留意事項については「事前着手申出書　留意事項」をご確認ください。

事前着手申出書 　留意事項

**１　事前着手の原則禁止**

支給対象となる作業施設等の設置・整備は、受給資格の認定後に**着手しなければなりません**（「着手」とは機器の購入又は工事の実施に係る申し入れ・発注・契約、支払を行うことをいいます。以下同じ。）。

　受給資格の認定前に着手することを「事前着手」といい、助成金では原則として、事前着手を禁止しています。

　このため、事前着手をした場合は、受給資格の「不認定」又は「認定取消し」となり、助成金を受給することはできなくなります。

　ただし、認定申請書と併せて「**事前着手申出書**」を提出した場合に限り、当該提出日（※）以降に着手することができます。

　また、認定申請から支給請求までの期間に申請内容の変更を行う場合についても、「**事前着手申出書**」を提出することにより、機構の変更承認を待たずに変更に係る部分の工事や改造等に着手することができます（重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金及び障害者能力開発助成金を除く。）。

なお、契約書の契約日前に機器の購入又は工事の実施に係る申入れや発注等を行った場合は、当該日が着手日となりますのでご注意ください。

※「提出日」とは、認定申請書を機構支部窓口に持参した日、郵送で送付した場合には消印の日、電子申請により提出した場合には申請した日（到達日）となります。

**２　その他**

1. 認定申請書提出日前に着手していることを隠蔽し申請を行った場合や、

　　　後日それが発覚した場合は、不正行為による虚偽申請として事業主等の名称等をホームページで公表するとともに助成金を受給した事業主等に対しては返還等措置（延滞金又は支給した助成金の２割の額の金額の納付を付加）を執ります。（代理人又は社会保険労務士が偽りの届出、報告、証明等を行い、事業主が助成金の支給を受け、又は受けようとした場合も適用されます。）

また、当該代理人又は社会保険労務士に対しても連帯して適用されます。）

1. 支給請求時に契約書等（作業施設・附帯施設においては「工事請負契約

書」又は「請書」、作業設備においては、「売買契約」または「請書」）の写しを提出いただく必要があることから、契約締結に当たり、必ず契約書等を取り交わしてください。

　　　　また、契約書以外にも支給請求時に必要となる書類について、必ず事前にご確認ください（当該書類が提出されない場合は、受給資格の認定を受けている場合であっても不支給となることがあります。